



三重県公報

令和7年9月5日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	監 査 委 員 公 表		
5	監査結果に対する措置の公表	（ 監 査 委 員 ）	1

監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年11月18日から令和7年2月13日までに実施しました財政的援助団体等の監査について、その結果に基づき令和7年6月までに講じた措置が知事から通知されましたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年9月5日

三重県監査委員	村	上	亘
三重県監査委員	長	田	隆 尚
三重県監査委員	石	垣	智 矢
三重県監査委員	伊	賀	恵

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	地域連携・交通部	団体名	伊勢鉄道株式会社
補助金等名	①鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金、②地域交通体系整備費補助金、③三重県交通事業者利用促進対策費用補助金、④三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
財務諸表	ア 貸借対照表において、固定資産取得に係る補助金を圧縮記帳しているが、圧縮記帳額を記載していなかった。 イ 退職給付引当金を計上していなかった。		
補助金等事務	ウ 実績報告書を交付要綱に定める期限内に提出していなかった。②		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
財務諸表	ア 貸借対照表において、引き続き固定資産取得に係る補助金を圧縮記帳し、令和6年度決算からは、圧縮記帳累計額を注記表に記載しました。 イ 退職給付引当金については、令和6年度決算から、貸借対照表に計上しました。		
補助金等事務	ウ 交付要綱に定める期限を再度確認し、今後、補助事業を実施する際には、適切に処理するよう努めます。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	医療保健部	団体名	地方独立行政法人三重県立総合医療センター
補助金等名	①新型コロナウイルス感染症対策事業補助金、②小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金、③三重県感染症指定医療機関運営事業費補助金、④地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金、⑤地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付金		
監査結果及び意見			
(1) 過去の手術やリハビリテーション等において多数指摘されるに至っている不正又は不当な診療報酬請求事案について、事案を精査して今後の返還等の事務処理を適切に行うとともに、原因を究明して再発防止に取り組まれない。 (2) 医業収益に係る未収金が令和 3 年度以降増加傾向であることから、引き続き、未収金の発生防止及び回収に取り組まれない。 (3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
財務諸表		ア 貸借対照表の診療材料の計上額について、正しく記載していなかった。	
所管部局に対する意見			
(4) 診療報酬請求に関する不正又は不当な請求事案については、国の監査結果に基づく是正措置を適切に行うとともに、今後も良質かつ適切な医療が提供されるよう、地方独立行政法人法に基づき、必要な措置を講じるよう求められたい。 (5) 新たな未収金の発生防止と過年度未収金の回収が図られるよう、引き続き、団体に対する指導・助言等を行われたい。 (6) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。 (7) 県債を財源とした団体への貸付において、貸付要綱に定める貸付期日である県の借入日に貸付を行わなかったことにより、貸付日までの県の借入利息を団体に負担させることとなっていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。⑤ (8) 補助金請求書について、受領日より後の日付で受付印を押印し受領日としていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。③			
講じた措置			
「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況			
(1) 国の監査結果を受けて自主点検を実施し、その結果を令和 7 年 2 月に報告しました。このことを受けた各保険者からの返還請求に対して速やかに返還を実施するとともに、被保険者に対しても令和 7 年度中に連絡を行い、速やかな返還に取り組みます。 併せて再発を防止するため、「診療報酬点検チームによる定期的な診療報酬の確認」、「全職員に対するWEB研修」、「診療報酬ホットラインの設置による誤った事務処理の未然防止」、「院内の各会議等や保険診療ニュースを通じた診療報酬請求の正確な情報の提供」等に取り組んでいます。 (2) 未収金の発生防止に向け、オンライン資格確認を用いた限度額適用認定の取得を進めるとともに、患者支援センターを令和 6 年度に設置し、経済的な相談にも対応する体制を構築しました。			

また、医事業務受託先と連携し、患者来院時に窓口での未収金回収に努めるとともに、法律事務所への委託や裁判所への支払督促申立を積極的に実施しました。

- (3) 財務諸表の貸借対照表の診療材料の計上額につきましては、令和6年度中間決算時に、令和5年度末の誤りを修正し、6年度中間決算時点での正しい金額を計上しました。今後は、総勘定元帳を元に適正な事務処理に努めます。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (4) 本事案の発生により患者等の関係者に大きな不安を与えるとともに、今後の経営に大きな影響を与えることが想定されたため、令和6年10月18日付けで地方独立行政法人法第121条第1項の規定に基づき発生原因や再発防止策等の報告を求め、同年11月29日付けで法人から報告を得たところです。法人に対しては、引き続き、これらをふまえて関係者に対する丁寧な説明や再発防止策の徹底等を通して、信頼回復に向けた取組を行うよう、促しています。
- (5) 法律事務所への委託等による未収金の支払督促や、患者支援センターの取組を通じた新たな未収金の発生防止対策について、病院全体での取組を一層進めるよう、求めています。
- (6) 団体の事務処理に関する要改善事項について適正に処理するよう求めました。今後も適正な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き助言等を行います。
- (7) 令和6年度下半期の貸付分から、県が金融機関から借り入れた日と同日付けで県から法人に貸付を行うよう、事務処理を改めました。
- (8) 適正な事務処理が行われるよう、職員に対し会計規則の遵守について周知・徹底しました。今後も適正な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	医療保健部	団体名	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
補助金等名	生活衛生営業指導センター補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 実績報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。 イ 交付申請書において、総事業費の計上に誤りがあった。(補助金の確定額に影響はない。)		
経理事務	ウ 旅費について、団体が定める旅費支給基準に基づき支給していなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 交付申請書において、総事業費の計上に誤りがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 令和7年度は、令和6年度実績報告書を交付要領に定める期限内に提出しており、今後も期限内に提出します。 イ 交付申請書等において適正な経費等を計上するように努めます。		
経理事務	ウ 「(公財) 三重県生活衛生営業指導センター報償費及び旅費支給基準」を実態にあわせて改正しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等について、適正な処理を行うよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう、必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			
(3) 交付申請書等について、内容を十分に確認してから受領することを徹底しました。			

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人三重県厚生事業団				
公の施設名	三重県身体障害者総合福祉センター						
補助金等名	①障がい者スポーツ運営事業費補助金、②障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金、③三重県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金						
監査結果及び意見							
(1) 虐待事案が、令和3年度に発生した以降も改善が見られず、その後も発生していることから、再発防止に向け、障がいの特性に応じた支援力の向上、施設の改修や人員配置の適正化による環境整備等の改善策を確実に実行して、信頼される施設づくりに取り組まれない。 (2) 公の施設管理に関する基本協定書に定める成果目標については、新型コロナウイルス感染症の影響から回復していない状況にあり、全ての項目で実績が目標を下回っているため、引き続き、医療機関等との連携の強化、地域の潜在的なニーズの把握や掘り起こし等により、目標の達成等に努められない。 (3) 個人情報を含むデータを職員が無断で複製し持ち出していたことが判明したことから、原因を究明のうえ体制を整備し再発防止に努められない。 (4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められない。							
<table><tr><td>項 目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>基本財産の処分</td><td>ア 基本財産を、定款に定める理事会及び評議員会の承認並びに知事の承認を得ることなく処分していた。</td></tr></table>		項 目	内 容	基本財産の処分	ア 基本財産を、定款に定める理事会及び評議員会の承認並びに知事の承認を得ることなく処分していた。		
項 目	内 容						
基本財産の処分	ア 基本財産を、定款に定める理事会及び評議員会の承認並びに知事の承認を得ることなく処分していた。						
所管部局に対する意見							
(5) 虐待事案が発生し続けていることから、新たな改善計画が確実に実行されるよう指導・助言等を行われたい。 (6) 基本協定書に定める成果目標については、目標が達成できるよう、指導・助言等を行われたい。 (7) 個人情報漏えい事案が発生していることから、再発防止が徹底されるよう指導されたい。 (8) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。 (9) 請求書において、団体に対し請求日を記入しないことを依頼していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②、③							
講じた措置							
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕 (1) 「障がいの特性に応じた支援力の向上」については、コアメンバーを選出し、他施設への視察や実習、各種研修に積極的に参加し、行動障がい等を有する利用者への専門的な支援方法を習得しました。これにより得られた知見や技術は園内に共有され、支援体制の強化および職員の支援力向上に寄与しました。また、令和6年度から、強度行動障がい等を有する利用者に対し、外部の専門家によるコンサルテーションを受けながら、重点的かつ継続的に支援を行いました。 「施設の改修や人員配置の適正化による環境整備等の改善策」としましては、人材確保がますます困難となる状況の中、「スマイルいなば」（生活介護・短期入所）および「プリズム」（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）の各事業を一時休止し、人材を重点的に配置することで人材不足への対応を図りました。併せて、業務スケジュールを見直すなど、施設運営の改善に努めました。 なお、令和7年度においては、利用者一人ひとりのライフステージや障がい特性に応じた質							

の高い支援を提供することにより、より安全で安心して生活できる環境の整備を推進するとともに、職員が専門的知識および技術をさらに向上させ、意欲的に成長できる体制の構築を目指しています。これらの取組を通じて、組織としての虐待防止体制の一層の強化に努めていきます。

- (2)・「日中活動系サービス利用率」：支援部ケースワーカー及び高次脳機能障害支援コーディネーターを中心に、病院等利用者のニーズ把握に努めるとともに、利用案内、チラシ等を活用してニーズの掘り起こしと当センターのPRを行いました。その結果、令和6年度は令和5年度より利用率が向上しました。

- ・「リハビリテーションの実施件数」：介護保険のチラシを居宅介護支援事業所等へ送付するなどし、利用者拡大に向けた取組を進めました。
- ・「三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数」：ホームページやSNSに障がい者スポーツ年間行事予定を新たに掲載し、情報発信の拡大を図りました。その結果、障スポ大会やスポレク祭への新規事業所の参加を得ました。
- ・「福祉用具相談指導件数」：セミナーやフォーラムの開催を通じた病院ケースワーカー等の関係者への情報提供、ホームページの定期的更新及び実習生の積極的な受入れ、リハビリテーション関係者やご家族等への当センターのPR等に年間を通じて取り組みました。

- (3) 事案発生後ただちに個人情報保護委員会への報告を行い、物理的にアクセスできないよう複数のサーバーで管理するよう体制を変更しました。令和6年度に再発防止に向けた職員説明会等を実施し、令和7年度は全職員対象のコンプライアンス研修-情報セキュリティ研修を開催します。コンプライアンス意識の向上を図るとともに、個人情報保護の徹底に努めていきます。

(4)

項 目	内 容
基本財産の処分	ア 基本財産に関わる職員（特に財務・管理部門の職員）に対し、当該規程の内容および承認手続の重要性に関する学習会を実施し、適正な手続の周知徹底を図っていきます。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (5) 令和6年11月25日に改善計画の改訂版が提出された後、令和6年12月12日、26日、令和7年1月14日に確認監査を実施し、改善取組の実施状況を確認したところ、概ね改善に向けた取組が進められていることを確認しました。また、職員体制の充実等、改善の途上にある一部の取組については、取組を強化するよう指導しました。

今後も、福祉監査課及び障がい福祉課が、6か月毎に施設を訪問し、改善状況を確認することとしており、令和7年度は6月及び12月に実施する予定としています。

- (6) 実績が目標に達していないことについては、改めて医療機関等との連携を強化したうえで地域のニーズをより正確に把握するようことや、利用率の向上に繋がるよう今後も継続して様々な媒体を活用し、センターのPRに努めるよう助言しました。

県障がい者スポーツ大会等の参加数については、参加状況を踏まえて、SNSの活用による情報発信や事業者等への参加呼びかけを強化するよう助言しました。

- (7) 不正なアクセスができないようサーバーの管理体制を改善するとともに、職員に対する個人情報保護に関する研修を行う等、再発防止を徹底するよう指導しました。

- (8) 定款に定めている財産処分の一連の流れについて、事務職員に対し周知を行う場を設けるとともに、その手続きの重要性についても組織として共通の認識を持つようセンターへ指導を行いました。

(9) 会計事務について、まず課内及び部内で適正な事務処理方法を共有するとともに、不適切な指示が行われていないかの一斉点検を行いました。また、センターに対しては事務職員に対し適正な事務処理方法の共有を行いました。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
公の施設名	みえこどもの城		
監査結果及び意見			
（１）青少年育成事業については、県との協議を踏まえ、基本財産を取り崩し青少年事業積立資産へ積み立てて事業を行っているが、基本財産は、団体が存続する限り維持すべきものであるとともに、基本財産のうちの県出資金等は公金であり、その取崩しや消費には慎重を期す必要があることから、事業の持続性や適正な事業規模について関係機関と協議するなど、今後の事業のあり方について検討されたい。			
所管部局に対する意見			
（２）青少年育成事業については、団体は県出資金等を取り崩して事業を行っているが、県出資金等の取崩しは慎重を期す必要があることから、今後の事業のあり方やその財源等について、関係機関や団体とも十分に協議し検討されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕 （１）青少年育成事業については、平成 29 年 3 月策定の中長期経営計画に基づき、安定的な事業実施を進める中で、事業執行の効率化に取り組んでいるところです。 また、財産運用利益の大きな改善が見込まれない中、各地域の青少年育成市町民会議などの協力を得て、企業等からの事業支援寄附など新たな財源の確保にも努めており、一定の成果を得ています。 なお、現在の中長期経営計画の終期が令和 8 年度となっていることから、今後の青少年育成事業の持続性、適正な事業規模など、そのあり方について、財源も含めて県など関係機関と協議し、令和 9 年度以降の経営計画策定を検討することとします。			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕 （２）令和 6 年度において、青少年育成事業をはじめとする公益財団法人三重こどもわかもの育成財団の事業や運営体制、財源のあり方について、同財団の中長期経営計画をふまえながら、協議を開始することとしました。 同財団では、子ども・若者の健やかな育成を目指し、研修会やコンクールの開催に加え、指定管理者として運営する「みえこどもの城」において、若者が主体となって実施する科学・工業分野のイベントや、キッズスタッフによる企画・運営型の子どもの向けイベントなど、主体性を育む多様な取組を積極的に展開しています。 また、県では、令和 7 年 3 月に子どもの権利を明記した「三重県子ども条例」を改正し、新たな子ども・子育て施策の総合計画である「ありのままでみえっこプラン」を策定しました。本計画では、全てのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる社会の実現や、子ども・若者の状況に応じた必要な支援を切れ目なく行い、健やかな成長の支援を行うことを明記しているところです。 今後、改正された条例および策定した計画の趣旨をふまえ、子ども・若者にかかる関係機関との連携を一層深めながら、同財団の青少年育成事業のあり方やその財源の確保・活用について、協議を進めてまいります。			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	県土整備部	団体名	鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社
公の施設名	県営都市公園鈴鹿青少年の森（ダイセーフォレストパーク）		
監査結果及び意見			
（１）概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
（２）指定管理者に貸与している県の備品について、管理に係る規定や取り決めがないため、規定の整備等を行われたい。			
講じた措置			
「所管部局に対する意見」について講じた措置 （２）指定管理者と県とで、県からの貸与備品の内容と管理方法等について、令和７年４月１日付けで書面にて確認しました。			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	県土整備部	団体名	サンシャインパーク GM
公の施設名	県営都市公園亀山サンシャインパーク		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
個人情報保護		ア 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳を整備していなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 年度協定書の一部変更において、資金計画書に係る指定管理料の記載を誤ったまま協定を締結していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		内 容	
個人情報保護		ア 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳を令和7年2月までに整備しました。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 指定管理者に対して個人情報を管理するための責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を記録する台帳を整備するよう指導したところ、指定管理者において令和7年2月までに対応を完了しました。			
(3) 今後は県内部で記載内容を担当職員と上席者とでさらに慎重に精査するとともに、指定管理者に対しても書面のチェックの徹底を要請することで、再発防止に努めます。			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	病院事業庁	団体名	公益社団法人地域医療振興協会
公の施設名	三重県立志摩病院		
補助金等名	①新型コロナウイルス感染症対策事業補助金、②医療施設運営費等補助金		
監査結果及び意見			
(1) 事業計画書に記載した成果目標については、多くの項目が未達成となっている中で、地域のニーズに応え安定的かつ継続的な医療が提供できるよう、診療体制を維持充実しながら経営改善に取り組まれない。			
所管部局に対する意見			
(2) 成果目標については、多くの項目が未達成となっていることから、地域の実情も踏まえ、指定管理者と連携を図り診療機能を維持しながら経営改善が進められるよう、引き続き、指導・支援等を行われたい。			
講じた措置			
「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況			
(1) 志摩病院の診療機能については、医師をはじめとする医療人材の確保に努めながら、地域から求められる入院・外来・救急医療を提供しました。 令和5年度に引き続き、救急患者を多く受け入れており、特に救急搬送の受入れについては、新型コロナ禍以前の令和元年度の受入実績を超える水準となっています。 また、地域医療支援病院やへき地医療拠点病院として地域医療の確保に貢献するとともに、回復期機能を担う地域包括ケア病棟の運用など、地域の中核病院として多様なニーズに対応しました。 今後も、診療機能の維持・充実を図りながら、引き続き、成果目標の達成に向けた取組を進め、地域の中核病院としての役割・機能を果たしていきます。			
「所管部局に対する意見」について講じた措置			
(2) 指定管理者に対して実施している業務聴取（月1回）等において、管理業務の実施状況を詳細に把握しながら、基本協定や当該年度の業務計画に位置づけた取組の着実な推進を要請するとともに、病院運営における諸課題の共有、その対応等についての協議（意見交換）を実施しているところです。また、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する志摩病院管理運営協議会（年2回）において、病院の管理運営状況や今後の取組方針等に係る確認・共有を図っているところです。 引き続き、指定管理者と緊密に連携し、目標数値の達成に向けた支援等を行っていきます。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	地域連携・交通部	団体名	三重県柔道協会
補助金等名	レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 補助対象事業の収支に関する帳簿が適正に整理されていなかった。 イ 補助対象事業の収支に関する領収書において、金額や日付に不備があるものや保存されていないものがあった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 補助対象事業の収支に関する帳簿に必要な書類を適正に整理し、事務処理を改善しました。今後も適切な事務処理を行います。 イ 補助対象事業の収支に関する領収書において、金額や日付に不備がないか十分確認した上で、適切に保存しました。今後も適正な事務処理を行います。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	一般社団法人桑名医師会
補助金等名	①三重県看護師等養成所運営費補助金、②救急医療機関活動補助金、③看護師等養成所における物価高騰対策支援補助金、④介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 実績報告書において、補助対象となる期間を誤って経費を算定していた。		
	③ イ 請求書に請求日の記載漏れがあった。②		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②、③			
(3) 実績報告書において、補助対象となる期間を誤って経費を算定していたが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。③			
(4) 請求書において、請求日の記載漏れがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②			
(5) 請求書において、団体に対し請求日を記入しないことを依頼していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。③、④			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 令和6年度においては、補助対象経費の計上誤りがないよう十分確認のうえ、実績報告書を提出しました。今後も計上誤りがないよう留意し、適正な実績報告を行います。		
	イ 令和6年度においては、請求日の記載漏れがないよう十分確認のうえ、請求書を提出しました。今後も記載漏れがないよう留意し、適正な事務処理を行います。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。			
(3) 令和6年度の補助金交付要領には、補助事業者との認識に相違が生じないよう補助対象経費等を明示したほか、内容を十分に確認したうえで実績報告書を受領しました。今後も補助金交付要領の策定時には、補助事業者との認識に相違が生じないよう留意するとともに、実績報告書を十分に確認するなど、適正な事務処理を行います。			
(4) 請求書における請求日の記載漏れについて、受領時に医療政策課地域医療班及び医療保健総務課予算経理班で確認を行いました。			
(5) 部内において、課長会議やメールで適正な請求書の要件とその取扱いについて周知を図るとともに、令和7年3月に医療保健部（本庁）全ての補助金において同様の案件がないか、チェックリストを用いた点検を行い、改善が必要な補助金については補正を求めました。			

(医療保健総務課)

令和6年度の補助金においては、債権債務の関係が発生後に請求書の提出を求めるとともに、請求書の日付の記載など、内容を十分確認の上受領しました。今後も補助事業者に対し、債権債務の関係が発生後に請求書の提出を求めるとともに、請求日が記載された請求書を受領することを徹底します。また、令和7年4月から募集を開始した介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金については、支出調書を使用するよう、事務処理を改めました。

(医療人材課・医療政策課・長寿介護課)

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	社会福祉法人青山里会
補助金等名	①軽費老人ホーム運営費補助金、②新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金、③介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金、④三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務	ア 実績報告書において、補助対象外の費用を計上していた。(補助金の確定額に影響はない。) ①		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①			
(3) 請求書において、団体に対し請求日を記入しないことを依頼していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。③			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		内 容	
補助金等事務	ア 交付申請時や実績報告時に補助対象外の経費が含まれていないか十分確認するよう、職員に対し周知・徹底しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			
(3) 部内において、課長会議やメールで適正な請求書の要件とその取扱いについて周知を図るとともに、令和7年3月に医療保健部（本庁）全ての補助金において同様の案件がないか、チェックリストを用いた点検を行い、改善が必要な補助金については補正を求めました。 (医療保健総務課) 今後は、請求書の受領にあたっては、請求日の記入を確認のうえ、請求日が記載された請求書を受領することにより、適正な事務処理を行います。また、令和7年4月から募集を開始した補助金については、支出調書を使用するよう、事務処理を改めました。(長寿介護課)			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	社会福祉法人聖フランシスコ会
補助金等名	①軽費老人ホーム運営費補助金、②介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金、③新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金、④三重県介護従事者確保事業費補助金、⑤医療機関等における物価高騰対策支援金		
監査結果及び意見			
(1) 概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
(2) 請求書において、団体に対し請求日を記入しないことを依頼していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②、⑤			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (2) 部内において、課長会議やメールで適正な請求書の要件とその取扱いについて周知を図るとともに、令和7年3月に医療保健部（本庁）全ての補助金において同様の案件がないか、チェックリストを用いた点検を行い、改善が必要な補助金については補正を求めました。 (医療保健総務課) 今後は、請求書の受領にあたっては、請求日の記入を確認のうえ、請求日が記載された請求書を受領することにより、適正な事務処理を行います。また、令和7年4月から募集を開始した介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金及び医療機関等における物価高騰対策支援金については、支出調書を使用するよう、事務処理を改めました。 (長寿介護課・医療政策課)			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	医療法人社団川越伊藤医院
補助金等名	①軽費老人ホーム運営費補助金、②新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金、③介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金、④医療機関等における物価高騰対策支援金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 補助対象事業の支出に関する証拠書類の一部を保存していなかった。②		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②			
(3) 交付要領において、仕入に係る消費税及び地方消費税相当額がある場合の取扱いが定められていないので、今後、規定の整備を行われたい。①			
(4) 交付要領に定める補助対象期間外の経費に対して補助金を交付していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②			
(5) 請求書において、団体に対し請求日を記入しないことを依頼していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。③、④			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 職員に対し、今後の補助金事業の実施については、適正な事務処理を行うよう周知・徹底しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体においては補助対象事業の支出に関する証拠書類を保存しておらず、補助対象経費であることが確認できなかったことから、団体に対し、補助金の返還を求めました。			
(3) 交付要領を改正し、仕入に係る消費税及び地方消費税相当額がある場合の取扱いならびに報告書の様式を規定しました。			
(4) 補助金交付要領において、補助対象経費に関する規定が不十分であったことから、規程の整備を行うとともに、改めて支出書類の確認を行い、補助対象経費であることを確認しました。今後は、規定等の漏れや誤りが生じないように、正確・適正な事務処理を行います。			
(5) 部内において、課長会議やメールで適正な請求書の要件とその取扱いについて周知を図るとともに、令和7年3月に医療保健部（本庁）全ての補助金において同様の案件がないか、チェックリストを用いた点検を行い、改善が必要な補助金については補正を求めました。 (医療保健総務課)			

今後は、請求書の受領にあたっては、請求日の記入を確認のうえ、請求日が記載された請求書を受領することにより、適正な事務処理を行います。また、令和7年4月から募集を開始した介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金及び医療機関等における物価高騰対策支援金については、支出調書を使用するよう、事務処理を改めました。
(長寿介護課・医療政策課)

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	社会福祉法人安全福祉会
補助金等名	①三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）、②三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金（地域密着型サービス等整備等助成事業）、③介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金、④三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 工事着工報告書において、必要な書類を添付していなかった。② イ 事業完了報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。①、②		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②			
(3) 工事着工報告書において、必要な書類の添付漏れがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②			
(4) 請求書において、団体に対し請求日を記入しないことを依頼していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。③			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 今後は、報告書の提出時に必要書類の添付漏れ等がないか十分確認するよう、職員に対し周知・徹底しました。 イ 職員に対し、今後の補助金事業の実施については、適正な事務処理を行うよう周知・徹底しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう、指導、助言等を行います。			
(3) 提出された報告書に、必要書類の添付漏れ等がないか、十分に確認するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行います。			
(4) 部内において、課長会議やメールで適正な請求書の要件とその取扱いについて周知を図るとともに、令和7年3月に医療保健部（本庁）全ての補助金において同様の案件がないか、チェックリストを用いた点検を行い、改善が必要な補助金については補正を求めました。 （医療保健総務課） 今後は、請求書の受領にあたっては、請求日の記入を確認のうえ、請求日が記載された請求書を受領することにより、適正な事務処理を行います。また、令和7年4月から募集を開始した補助金については、支出調書を使用するよう、事務処理を改めました。（長寿介護課）			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人伊賀市社会事業協会
補助金等名	①点字図書館運営事業費補助金、②三重県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金、③障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金、④三重県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金(送迎用車両の改修支援事業)		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 交付申請書兼実績報告書において、補助対象となる経費の計上に誤りがあった。(補助金の確定額に影響はない。) ②		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②			
(3) 請求書において、団体に対し請求日を記入しないことを依頼していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②、③			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 令和6年11月22日、補助対象経費とした物品購入に関する支出調書及び請求書の写しを三重県障がい福祉課へ提出し事情を伝えました。物品購入費のうち、A事業者から購入した物品について、実際には税抜の購入合計額に10%の割引がなされた後に 10%の消費税がかけられた額を支払っていましたが、補助金の申請様式に単価・数量を入力する必要があり、割引前且つ税抜額で単価・数量を入力したため、計上額が実際の支出額より 305 円過大になっていました。今後は、支出額から逆算した単価を入力するなどにより計上誤りが生じないようにします。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 関係補助金交付要領の規定に従い、補助経費の計上について双方確認を行いました。今後も規定に基づき適正に処理するよう留意します。			
(3) 会計事務について、まず課内及び部内で適正な事務処理方法を共有するとともに、不適切な指示が行われていないかの一斉点検を行いました。また、団体に対しては事務職員に対し適正な事務処理方法の共有を行いました。			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	一般社団法人サンクエールの森
補助金等名	①障害者施設整備事業費補助金、②障害児施設整備事業費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 工事着工報告書について、交付要領に定める期限内の提出と報告日の記載をしていなかった。①、②		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 県の所管部局とともに関係補助金交付要領を確認し、提出期限の遵守および報告日の記載を適切に行うよう職員に周知しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 関係補助金交付要領の規定に従い提出期限の遵守及び報告日の記載をするよう指導を行いました。また、提出書類を受理する際には記載漏れがないか複数人で確認するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理を行います。			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人天理
補助金等名	①児童家庭支援センター運営事業費補助金、②三重県児童養護施設等における業務負担軽減等のためのＩＣＴ化推進事業費補助金、③三重県児童養護施設等の生活向上のための環境改善（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業）事業費補助金、④児童養護施設等における物価高騰対策支援補助金		
監査結果及び意見			
（１）概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
（２）交付決定通知書において、交付金額が誤っていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。 ①			
（３）請求書について、実績報告書の提出と同時に提出することを求め受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。④			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
（２）児童家庭支援センター運営事業費補助金における千円未満の取扱い（切捨て処理）については、事業区分ごとに処理する必要があるため、引継資料における注意喚起や当該簿冊における注意喚起を行うとともに、計算間違いのないよう様式の修正を行いました。			
（３）実績報告書と請求書を提出する時期について、適正な手順が踏まれるよう交付要領を改正しました。			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	環境生活部	団体名	学校法人高田学苑
補助金等名	①私立高等学校等振興補助金、②私立高等学校等入学金補助金、③三重県私立学校物価高騰対策支援補助金、④私立高等学校等就学支援金事務費交付金		
監査結果及び意見			
(1) 概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
(2) 交付金の事務処理に関する通知文書において、交付対象経費の算定方法に誤りがあったので、今後、適正な事務処理を行われたい。④			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 毎年度、交付金交付要領の内容を確認したうえで通知文書を作成することを徹底することとしました。令和6年度の交付申請にかかる通知文書は、対象経費の算定方法に誤りがないよう、十分確認して通知しました。			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	環境生活部	団体名	学校法人特別支援学校聖母の家学園
補助金等名	①私立特別支援学校振興補助金、②三重県私立学校送迎用バスの改修支援補助金、③私立高等学校等専攻科支援事業補助金、④三重県私立学校物価高騰対策支援補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 交付申請書及び実績報告書において、補助対象となる経費の計上に誤りがあった。①		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①			
(3) 交付申請書及び実績報告書において、団体が算定した補助対象となる経費の計上に誤りがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 補助対象となる経費の計上誤りにより過大交付となっていた補助金について、令和6年度に県へ返還しました。実績報告の際に、適正に補助対象経費を計上するよう、職員に対し周知・徹底し、令和6年度と同補助金にかかる実績報告を行いました。 令和7年度以降も引き続き、適正な事務処理に努めていきます。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 補助対象となる経費の計上誤りについて、要因や再発防止策を団体へ確認しました。今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			
(3) 実績報告の際に、補助対象経費の計上誤りがないか、チェックリストも活用しながら複数人で確認するなどし、適正な事務処理を行います。			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	環境生活部	団体名	学校法人名古屋大原学園
補助金等名	①私立専修学校振興補助金、②私立専門学校授業料等減免補助金、③三重県私立学校物価高騰対策支援補助金、④結核健康診断補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 交付申請書及び実績報告書において、補助対象となる経費の計上に誤りがあった。③		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③			
(3) 交付申請書及び実績報告書において、団体が算定した補助対象となる経費の計上に誤りがあったが、内容を十分に確認することなく額の確定を行っていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。③			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 補助対象となる経費の計上誤りにより過大交付となっていた補助金について、令和6年度に県へ返還しました。実績報告の際に、適正に補助対象経費を計上するよう、職員に対し周知・徹底し、令和6年度と同補助金にかかる実績報告を行いました。 令和7年度以降も引き続き、適正な事務処理に努めていきます。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 補助対象となる経費の計上誤りについて、要因や再発防止策を団体へ確認しました。今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			
(3) 実績報告の際に、補助対象経費の計上誤りがないか、チェックリストも活用しながら複数人で確認するなどし、適正な事務処理を行います。			

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	雇用経済部	団体名	G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会
補助金等名	G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会負担金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 負担金に係る業務委託の契約において、契約書の条項に基づく再委託の手続きをしていなかった。 イ 負担金に係る業務委託の契約において、契約書の条項に基づく個人情報保護責任者等の報告を書面で受けていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について事務処理上改善を要する事項があったので、今後は、同様の事業において、適正な処理が行われるよう留意されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア、イ 協議会は令和6年2月29日をもって解散しました。		
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 今後、県の負担金等を活用して同種の事業を実施する場合は、今回の監査結果及び意見を十分にふまえ、適正な補助金事務を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	観光部	団体名	株式会社海栄館
補助金等名	地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 補助金に係る建設工事の請負契約において、建設業法の規定を満たさない発注書及び発注請書で契約を締結していた。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 今回のような建設工事発注の際には、建設業法に基づき、契約書が必要である旨を事務部門の社員に周知徹底しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後適正な事務処理が行われるよう、指導、助言等を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	観光部	団体名	三重県産業観光推進協議会
補助金等名	産業観光推進事業費負担金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 請求書に請求日の記載漏れがあった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 請求書において、請求日の記載漏れがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。			
(4) 負担金の支払において、支出方法に誤りがあったので、今後、適正な事務処理を行われたい。			
(5) 交付要領等に交付率等を定めずに負担金の交付を行っていたので、今後、適切な事務処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 今後記載漏れのないよう注意することを双方において確認しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 当該団体に対して、適正な処理を行うよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			
(3) 従前から交付申請時には、事業計画内容等必要書類の提出を求めており、内容については確認をした上で交付決定をしています。請求日の漏れがないよう、団体と十分に連携して注意してまいります。			
(4) 令和7年3月に「産業観光推進事業費負担金」の交付要領について、概算払処理となるよう改正しました。団体とも共有し、今後の事業実施に際し、適正な事務処理となるよう努めます。			
(5) 令和7年3月に「産業観光推進事業費負担金」の交付要領を改正し、「交付対象、交付金額及び負担対象経費」として整理しました。			

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
